

営業所別停水予告・停水処分について

(単位：件)

営業所		年度	23	24 (7月末)
東山	停水予告		891	293
	停水処分		150	35
山科	停水予告		5,002	1,508
	停水処分		991	326
北	停水予告		1,957	637
	停水処分		366	121
丸太町	停水予告		1,384	508
	停水処分		172	83
右京	停水予告		3,497	1,190
	停水処分		338	110
西京	停水予告		2,234	795
	停水処分		203	81
左京	停水予告		2,911	948
	停水処分		497	138
九条	停水予告		3,285	961
	停水処分		498	159
伏見	停水予告		4,518	1,525
	停水処分		710	212
合計	停水予告		25,679	8,365
	停水処分		3,925	1,265

平成24年10月 水道局資料

大都市水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 大都市水道料金の福祉減免制度（東京都及び政令指定都市（千葉市、相模原市を除く。）計19都市）

（平成25年1月1日現在）

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯 市民税非課税世帯 中国残留邦人などに対する支援給付世帯	基本料金相当額を減額	仙台市水道事業給水条例第35条
さいたま市	生活扶助受給世帯及びそれに準じる世帯	口径13mmの基本料金相当額（1箇月につき890円）を減額	さいたま市給水条例第40条第2項 さいたま市給水条例施行規程第22条第2項
東京都	生活扶助受給世帯	基本料金の100分の105を乗じて得た額を免除	東京都給水条例第30条2項
	児童扶養手当受給世帯	ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものに乗じて得た額を差し引いた額を免除	
	特別児童扶養手当受給世帯	また、給水管の呼び径が30mm以上のものに乗じて得た額を差し引いた額を免除	
	混在	共同住宅扱いで、1～3の異なる種類の減免対象者が混在しているもの	
	社会福祉施設	基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額の10%を減額	
	児童扶養手当受給世帯 特別児童扶養手当受給世帯 母子福祉年金等受給世帯 (21.4廃止)	基本料金と1月当たり使用水量10m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額から、基本料金の100分の105を乗じて得た額を差し引いた額を免除	
生活保護世帯	(1)生活扶助	基本料金と1月当たり使用水量10m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
	(2)教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助	基本料金と1月当たり使用水量10m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
中国残留邦人等支援給付受給世帯	基本料金と1月当たり使用水量10m ³ までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除		
川崎市	身体障害者世帯 知的障害者世帯 重複障害者世帯 要介護高齢者世帯	基本料金を減額 (ただし専用栓にあっては1月につき10m ³)	川崎市水道条例第38条 川崎市水道条例施行規程第57条
横浜市	生活保護ひとり親世帯 (平成17年6月までは生活保護世帯として実施) (生活保護) 身体障害者世帯 知的障害者世帯 重複障害者世帯(身体) 重複障害者世帯(精神) 要介護世帯 4・5 (寝たきり高齢者) (重度認知症高齢者) ひとり親家庭等医療費助成世帯 精神障害者世帯 特別児童扶養手当受給世帯	基本料金相当額を減額	横浜市水道条例第36条 横浜市水道条例施行規定第22条第1項
新潟市	減免制度なし	—	—
静岡市	減免制度なし	—	—
浜松市	減免制度なし	—	—
名古屋市	生活扶助受給世帯 高齢者世帯 障害者世帯 児童扶養手当受給世帯 障害児世帯	専用 705円(各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額)を減額 共用 670円(各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額)を減額	名古屋市水道給水条例第32条 名古屋市水道給水条例施行規程第33条
大阪市	ひとり親世帯及びそれに準じる世帯 重度障害者世帯 高齢者世帯 精神障害者世帯 社会福祉施設	基本料金相当額を減額 いずれも生活保護の生活扶助費及び中国残留邦人の支援給付の生活支援給付を受給されている世帯を除く 料金の40%を減額	大阪市水道事業給水条例第36条 大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の2、第37条の3
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	民間社会福祉施設	従量料金の20%を減額(一部10%)	神戸市水道条例第35条 神戸市水道条例施行規則第24条の2
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯 障害者世帯 寝たきり老人等世帯 ひとり親世帯 社会福祉施設 中国残留邦人等世帯	1か月につき0～10m ³ までの料金相当額を減額	広島市水道給水条例第41条の2 広島市水道給水条例施行規程第31条の2
北九州市	減免制度なし	—	—
福岡市	減免制度なし	—	—
熊本市	減免制度なし	—	—

(2) 大都市下水道使用料の福祉減免制度 (東京都及び政令指定都市 計21都市)

(平成25年1月1日現在)

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯 中国残留邦人等	全額	仙台市下水道条例第11条の9
	市民税非課税世帯	基本使用料の減免	
さいたま市	生活保護世帯 児童扶養手当受給者 非課税者 中国残留邦人等	全額 基本使用料及び10㎡までの従量使用料を減額 全額	さいたま市下水道条例第33条 さいたま市下水道条例施行規則第24条第4項
千葉市	生活保護世帯 生活支援給付世帯 (中国残留邦人等) 身体障害者世帯 (1, 2級) 知的障害者世帯 (重度以上) 65歳以上で、要介護4, 5 精神障害者世帯 (1級)	使用料の全額 基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料とこれに係る消費税等相当額 (同居人を含めて全員の市・県民税が非課税の場合)	千葉市下水道条例第21条
東京都	生活扶助世帯, 児童扶養手当受給世帯, 特別児童扶養手当受給 社会福祉施設 住宅, 教育, 医療扶助, 介護扶助受給・生活保護世帯 高齢者世帯 生活関連業種	基本使用料免除 使用料の20%を減額 基本使用料の免除 1月当たり50㎡を超え200㎡以下分につき1㎡当たり5円を乗じて得た額に105/100を乗じた額を減額	東京都下水道条例第20条第2項 付帯決議・東京都下水道条例第20条第1項
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付等受給世帯	基本使用料の免除	東京都下水道条例第20条第1項
川崎市	身体, 知的障害者 (1)1, 2級障害者世帯 (2)知能指数35以下 (3)3級障害者でかつ知能指数50以下 (4)市長が同程度と見なした者 65歳以上で要介護認定4又は5 社会福祉施設 (国または地方公共団体が経営するものを除く)	1月につき排出汚水量10㎡の使用料免除 下水道使用料の10%減免	川崎市下水道条例第33条 川崎市下水道条例施行規則第20条
横浜市	生活保護ひとり親世帯 (平成17年9月までは生活保護世帯として実施) 1, 2級身体障害者 知能指数35以下 身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下の条件の内2つ以上に該当する者 寝たきり世帯, 重度痴呆症老人世帯 ひとり親家庭等医療費助成世帯 特別児童福祉手当の支給を受けている者 要介護4, 5の認定を受けた者 1級精神障害者 身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下のいずれか	基本使用料の免除	横浜市下水道条例第22条 横浜市下水道条例施行規則第32条
相模原市	生活保護世帯 身体障害者世帯 知的障害者世帯 重複障害世帯 (知障・身障) 精神障害者世帯 要介護世帯	全額減免 基本使用料を減免	相模原市公共下水道使用料徴収条例第7条 相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則第12条
新潟市	減免制度なし	—	—
静岡市	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	基本使用料の免除	静岡市下水道条例第16条
浜松市	生活保護者	基本使用料を免除	浜松市下水道条例第28条
名古屋市	生活扶助受給者世帯 高齢者世帯 障害者世帯 児童扶養手当受給世帯 障害児世帯	専用 基本使用料相当額を減額 共用 10㎡までの使用料相当額を減額	名古屋市下水道条例第20条 名古屋市下水道条例施行規則第41条

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
大阪市	ひとり親及びそれに準じる世帯	基本使用料の免除	大阪市下水道条例第28条 大阪市下水道条例施行規則第13条の2
	重度(心身)障害者世帯		
	高齢者世帯		
	精神障害者世帯		
	社会福祉施設(民営)	使用料の40%を減額	
	(1)救護施設		
	(2)更正施設		
	(3)授産施設		
	(4)宿所提供施設		
	(5)児童福祉施設		
(6)老人福祉施設			
(7)身体障害者更正援護施設			
(8)知的障害者援護施設			
(9)その他市長が必要と認める社会福祉施設			
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	社会福祉施設(民営)	使用料の全額を免除	神戸市下水道条例第19条 神戸市下水道条例施行規則第20条
	(1)保護施設(医療保護施設を除く)(生活保護法)		
	(2)児童福祉施設(助産施設を除く)(児童福祉法)		
	(3)身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉法)		
	(4)婦人保護施設(売春防止法)		
	(5)社会福祉事業に係る施設(社会福祉法)		
	(6)更生保護施設(更生保護事業法)		
	(7)老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除く)(老人福祉法)		
(8)特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター	使用料の50%相当額を減額		
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯	1か月につき排出量10m ³ (満たない場合はその排出量)の使用料相当額を免除	広島市下水道条例第58条 広島市下水道条例施行規則第33条
	中国残留邦人等世帯		
	障害者世帯		
	寝たきり老人等世帯		
	ひとり親世帯		
社会福祉施設			
北九州市	生活保護世帯	基本使用料の減免	北九州市下水道条例第27条
	中国残留邦人		
福岡市	生活扶助受給世帯(中国残留邦人等 H20.4.1~)	使用料の全額を免除	福岡市下水道条例第29条 福岡市下水道条例施行規則第42条
熊本市	減免制度なし	—	—

2013年1月 上下水道局資料

鉛製給水管の取替状況について

平成23年度末 (単位: 件)

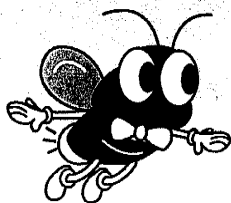
営業所別	道路部分における取替件数			全給水装置数	道路部分における鉛管残存装置数	道路部分における鉛管残存率 (%)
	単独取替	漏水修繕等	計			
東山	467	167	634	19,254	3,500	18.2
山科	1,398	636	2,034	60,347	11,103	18.4
北	1,645	651	2,296	62,527	13,607	21.8
丸太町	1,145	608	1,753	49,044	9,066	18.5
右京	1,578	900	2,478	64,849	12,459	19.2
西京	1,000	436	1,436	47,379	8,455	17.8
左京	1,486	573	2,059	60,692	12,138	20.0
九条	1,932	704	2,636	64,052	15,855	24.8
伏見	2,149	734	2,883	74,511	17,427	23.4
計	12,800	5,409	18,209	502,655	103,610	20.6

鉛製給水管取替助成金制度の利用実績について

助成件数	助成件数	助成金額 (千円)
平成19年度	20	893
平成20年度	40	1,714
平成21年度	45	2,088
平成22年度	80	3,133
平成23年度	78	3,269

※助成金制度は平成19年度6月から実施しています。

2013年1月 上下水道局資料

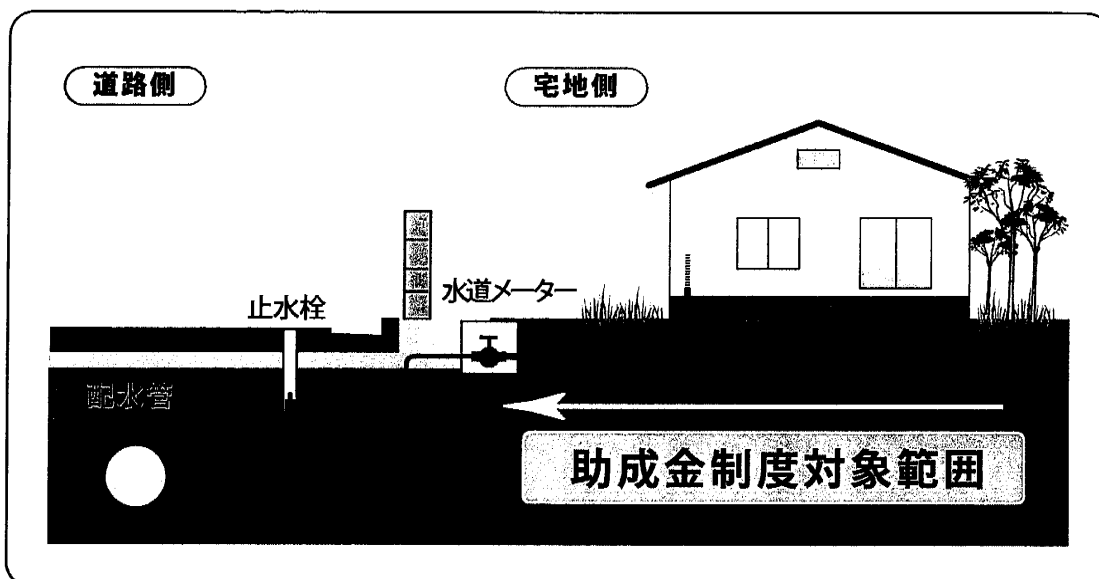


京都市上下水道局
マスコットキャラクター
渡部(すみと)くん

鉛製給水管 取替工事助成金制度

鉛製給水管取替工事助成金制度って何？

宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む）を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。



- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
- 内容 所有者が、宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事をするとき。
- 助成額 対象となる工事費（消費税及び地方消費税込み）の2分の1です。
ただし、上限5万円が限度額となります。
- 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで

※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の営業所へご確認をお願いします。



京の水をあすへつなく 京都市上下水道局

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績について

(1) 雨水貯留施設設置助成金制度の実績

	事前相談件数 (件)	申請書提出件数 (件)	予算額 (千円)	助成金額 (千円)
平成 17 年度	106	72	2,500	1,584
平成 18 年度	110	58	2,500	1,182
平成 19 年度	120	72	2,500	1,487
平成 20 年度	179	95	2,500	1,686
平成 21 年度	230	138	2,500	2,571
平成 22 年度	252	156	3,000	2,945
平成 23 年度	224	146	3,000	2,538

(2) 雨水浸透ます設置助成金制度の実績

	技術協議件数 (件)	申請書提出件数 (件)	予算額 (千円)	助成金額 (千円)
平成 23 年度	2	1	1,000	20

※助成金制度は平成 23 年度 7 月から実施しています。

雨水貯留施設設置助成金制度について

～浸水被害の減少に役立つだけでなく、庭の水やり・打ち水にも使えます！～

近年、局地的な集中豪雨の増加や緑地の減少等の影響により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」が多発しています。

京都市では、市街地への雨水の流出を減少させるとともに、市民の皆様に雨水の有効活用を図っていただくため、「雨水貯留施設」を設置する方を対象とした助成制度を設けています。

1 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の住宅、事業所等（展示、販売目的のものを除く。）に、雨水貯留施設を設置される方

雨水貯留施設・・・敷地内に降った雨を貯めておくことのできる施設

2 助成金額

雨水貯留施設の購入費用の2分の1（設置工事費、送料、その他手数料等は含まない。）

※限度額 25,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。千円未満切捨て）

3 対象となる雨水貯留施設

80リットル以上の雨水貯留施設

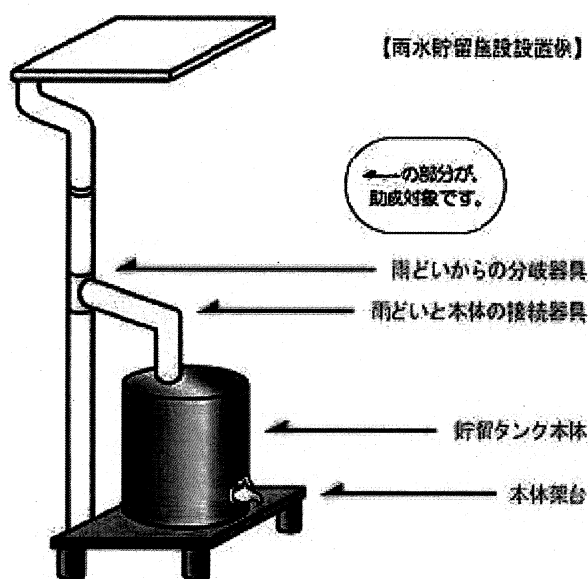
※1建築物につき1基、1申請者につき1回を限度とします。

4 申込方法

雨水貯留施設を購入する前に、事前相談窓口に来所し、相談していただいたうえで、お渡しする申請書に必要書類を添付してお申込み下さい。（先着順）

【事前相談・申請窓口】

- 1 上下水道局下水道部管理課（上下水道局本庁舎7階）
・電話番号：672 - 7822
- 2 上下水道局お客さま窓口サービスコーナー（上下水道局本庁舎1階）
・電話番号：672 - 7770



（上下水道局ホームページより）

雨水浸透ます設置助成金制度について

～雨に強く浸水のないまちづくりに貢献します！～

より浸水安全度を向上させるためには、浸水時の安全を確保する河川や下水道の整備だけでなく、市民の皆様と協力して、地域全体で雨水を貯留・浸透させる必要があります。

このため京都市では、行政と市民の皆様が一体となって雨水の流出の抑制・地下水の保全を図ることを目的に、「雨水浸透ます」を設置する方を対象とした助成制度を平成 23 年度から実施しています。

1 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の建築物に雨水浸透ますを設置される方

2 助成金額

雨水浸透ます 1 基につき 1 万円（＝雨水浸透ます設置に伴う増額工事費の 1 / 2 に相当）

※ 申請 1 件当たりの上限は 3 万 5 千円

3 助成対象

本市が定めた「雨水浸透ます設置基準（注）」を満たし、京都市指定下水道工事業者が設置する雨水浸透ます。

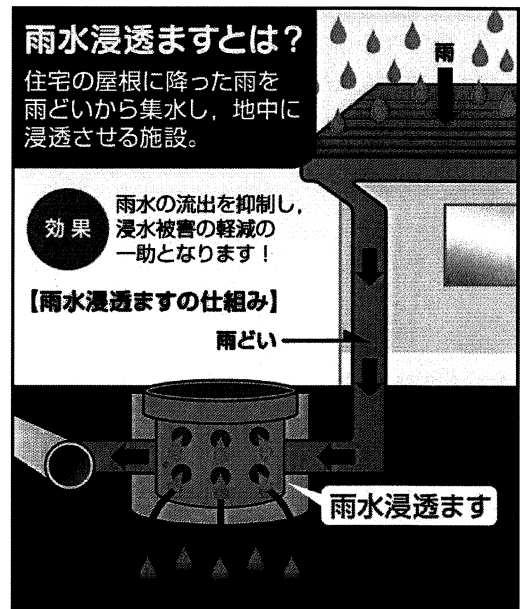
4 申込方法

雨水浸透ますを設置する前に技術協議が行われていることが助成の条件となりますので、申請をされる方には、工事を依頼される京都市指定下水道工事業者に対し上下水道局と技術協議を行うよう依頼していただきます。そのうえで、設置工事の完了後、申請書に必要書類を添付してお申し込みいただきます。（先着順）

【技術協議・申込窓口】

京都市上下水道局下水道部管理課（上下水道局本庁舎 7 階）

電話番号：672－7822



（上下水道局ホームページより）

上下水道施設の震災対策への取組について

(1) 水道施設

施設	平成23年度（実績）	平成24年度（見込）
水道管路		
○ 管路の布設及び布設替え	幹線配水管 1.9 km 支線配水管 15.2 km 補助配水管 12.8 km	幹線配水管 2.5 km 支線配水管 16.0 km 補助配水管 11.9 km
管路の耐震化率	8.7%	9.4%
主要管路の耐震適合性管の割合	40.8%	41.6%
○ 給水の相互融通を可能とする 浄水場間の連絡幹線の布設	吉田連絡幹線0.8 km (延長は、配水幹線を含む)	
浄水場等基幹施設		
○ 疏水路改良	JR 近接部（山科駅付近）、 御陵黒岩	JR 近接部（山科駅付近）、 御陵黒岩
○ 電気棟更新（電気計装設備含む）		日ノ岡取水池
○ 施設の改築更新に併せた耐震化	松ヶ崎浄水場 急速かくはん池改良	

(2) 下水道施設

施設	平成23年度（実績）	平成24年度（見込）
下水道管路		
○ 重要管路の耐震化 ・更生工事等	5.9 km	6.0 km
○ 経年管の改築更新 ・更生工事等	12.6 km	15.2 km
経年管対策率	83.2%	86.9%
○ 災害用マンホールトイレの整備	4箇所	5箇所
水環境保全センター・ポンプ場		
○ 施設の耐震化	水環境保全センターの 管理用地下通路	水環境保全センターの 管理用地下通路
○ 電気設備の地上化	鳥羽水環境保全センター I系最終沈殿池電気設備 吉祥院水環境保全センター A系最終沈殿池電気設備	